

住民説明会（第 18 回）

日時：平成 27 年 4 月 19 日（日）18：30～20：30

場所：淀川区民センター

（司会）

それでは大変長らくお待たせ致しました。定刻になりましたのでただ今から特別区設置協定書についての住民説明会を開催致します。開催にあたりまして大阪府市大都市局長の山口よりごあいさつを申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

皆さまこんばんは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼してこの場からごあいさつをさせていただきます。本日は本当にお忙しい中、特別区設置協定書についての説明会にお越しをいただきまして本当にありがとうございます。また平素から大阪市政の推進につきまして格別のご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この説明会は先月 3 月 13 日に大阪市会で、3 月 17 日に大阪府議会で特別区設置協定書が承認をされまして、きたる 5 月 17 日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。これに伴い法律に基づき、法律というのは大都市地域における特別区の設置に関する法律、こういう法律ですけれども、この法律に基づいて大阪市長が行う説明会でございます。

従いまして、本日は橋下市長も出席をさせていただいて後ほど皆さまに直接説明をさせていただきたいというふうに考えておりますが、その前に我々事務局のほうから皆さまにお配りをしておりますパンフレット、このパンフレットに基づきまして特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ最初にお断りを申し上げておかなければなりません、この特別区設置協定書に記載している内容、この内容については例えば住民サービスをこのように充実しますとか、あるいは新しいまちづくりをこのように進めますとかいった、いわゆる地域の将来計画、そういった内容のものではございません。この特別区設置協定書は住民サービスをどうしていくのか、あるいはまちづくりをどう進めていくのか、これを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのかを示したものでございます。

具体的には現在人口 270 万人の政令市である大阪市を 35 万人から 70 万人の 5 つの特別区として皆さんに選ばれた公選の区長と府議会を設けるといふこと、もう 1 つは今まで大阪市と大阪府が両方で担ってきた広域行政、こういう分野が役所の仕事の中であるのですけれども、この広域行政といわれる分野を大阪府に一元化すること、自治の仕組みそのも

のをどうしていくか、つまりこれから皆さまにサービスを提供していく役所、それをどのようなものにしていくのか、そういうことを書いているのがこの協定書でございます。

そういう意味では本当に今までにないものでございまして、初めてのものでもございます。なじみのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくところが本当に難しい部分もあろうかと思いますが、本日は2時間という限られた時間ではございますが、皆さま方の住民投票に際してのご判断の一助となりますように、できる限り分かりやすい説明に我々努めてまいりたいというふうに考えておりますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

最後に種々の都合により壇上からの説明になるということ、また入場に際して金属探知機での検査などご不自由なりあるいはご不快に思われた方もおられると思いますけれども、この点について深くおわび申し上げますとともに、きたる5月17日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願い申し上げます。本日はどうかよろしくお願い致します。

(司会)

それでは本日の出席者をご紹介します。事務局からの説明者、大阪府市大都市局広域事業再編担当部長の吉村でございます。

(吉村大阪府市大都市局広域事業再編担当部長)

ただ今ご紹介にあずかりました広域事業再編担当部長の吉村でございます、よろしくお願い致します。

(司会)

事務局説明の後に橋下市長と榊原区長が出席致します。私は本日司会進行を務めさせていただきます大都市制度担当課長の本屋と申します。よろしくお願い致します。

まず本日の日程についてでございますけれども、初めに説明パンフレットを使って事務局からの説明がおおむね30分程度でございます。その後、市長がまいりますので市長からスライド等を使った説明を行います。最後に会場の皆さまからの質疑応答を行う予定としております。終了は8時半を予定しております。

お手元の資料をご確認ください。3つお配りしております。39ページものの冊子、特別区設置協定書についての説明パンフレット。それと2つ目、A3の紙1枚の両面で協定書に対する意見をまとめた資料、そして最後にA4の紙1枚もので皆さまへのお願いを記載したものでございます。お手元でございますでしょうか。もしお手元にならなければ手を挙げて係員にお申し出くださいようお願い致します。

続きまして繰り返しになって申し訳ありませんが開催にあたってのお願いでございます。会場内では飲食、喫煙はできません。ペットボトルはかばんにしまってくださいようお願い

い致します。携帯電話、スマートフォンは電源をお切りいただくかマナーモードに設定の上通話をご遠慮ください。それとお手持ちの傘のほうは足元、いすの下に置いていただきますようどうかよろしくお願ひします。

本日の住民説明会はネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますのでご了承ください。お配りしている皆さまへの願ひにお示ししておりますけれども進行の妨げになるような行為、他の来場者の方々のご迷惑になるような行為はご遠慮くださいますようよろしくお願ひします。ご注意致しましてもおやめいただけない場合はご退室いただくこともありますのでご協力のほう、何とぞよろしくお願ひ致します。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるため皆さまのご理解と、ご協力のほうをどうかよろしくお願ひ致します。

それではまず説明パンフレットを使いまして事務局よりご説明申し上げます。吉村部長よろしくお願ひします。

(吉村大阪府市大都市局広域事業再編担当部長)

それでは早速ですけれども私のほうからお手元にお配りしております特別区設置協定書について(説明パンフレット)と書かれた冊子に基づきまして、ご説明を差し上げたいと存じます。まず表紙とその次のページをおめくりいただけますでしょうか。見開きで協定書のイメージと書かれた3ページ、4ページの部分でございます。こちらのほうから順にページをめくりながらご説明を差し上げたいと思っておりますのでよろしくお願ひ致します。では座らせていただきます。

こちらのページですけれども構成が左側が現在、右側が特別区設置後ということで見開きになっております。それでは左側の現在の部分からご説明を差し上げます。左側の現在に記載しておりますように、国では大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところでございます。具体的に申しますと大阪市では1人の市長では270万市民の声にきめ細かに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情をくんだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているという現在の状況でございます。また、市と府の両方が、下のほうに移りますけれども、広域機能の枠に記載しているような産業、港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中でそれぞれ別々で行っている状況でございます。

これを真ん中から右でございますけれども、下の部分ですが産業、港湾などの広域機能を大阪府に移す。これらの広域機能を府に一元化することで、大阪都市圏の広がりをつまみ大阪トータルの観点から都市の発展などを推し進めていく。そして右の上の部分ですけれども、これら広域機能以外の住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎的自治体として、35万人から70万人の5つの特別区を新たにつくる。

これにより、市長に任命された職員区長ではなく住民に選ばれた5人の区長、区議会のもとで住民の声をより身近に聞いて、市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサー

ビス提供を行っていく。これがこれから説明致します協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。

それでは1枚ページをおめくりいただけますでしょうか。右側のほうをご覧ください。特別区設置協定書のご説明に先立ちまして、基本的な用語の意味として特別区、特別区設置協定書についてご説明し、引き続いて今後のスケジュールをご説明致します。上の枠囲い、特別区とはをご覧ください。先ほども述べましたが特別区は市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。これに対して、現在皆さんお住まいの区は行政区といいますが、その下、参考のところに記載しておりますけれども、区長は市長が任命する職員であり区ごとの議会はございません。また、自ら税を徴収し予算を編成するなどの権限も持っておりません。

その下の協定書とはの枠囲いをご覧ください。特別区設置協定書は「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるかなど特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものでございます。

次に、その下の今後のスケジュールの枠囲いのところをご覧ください。特別区設置の賛否を問う住民投票につきましては、5月17日、日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で特別区設置についての賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は平成29年4月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合、特別区は設置されません。

それでは協定書ができるまでの背景、経緯についてご説明します。1枚またページをおめくりいただけますでしょうか。左上、協定書策定までの背景、経緯と書かれたページでございます。下のこれまでの協議経過と書かれている下にあります枠囲いをご覧ください。平成24年4月から府と市の条例に基づいて大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、国に先駆けて大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。

その下の参考の枠囲い、赤の破線の部分ですけれども、こうした中、平成24年8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる大都市法が制定されました。さらに下の枠囲いをご覧ください。この大都市法の規定に基づき、平成25年2月に大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置され、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書（案）が取りまとめられました。その後、2月に総務大臣から協定書（案）について「特段の意見はありません」との回答を頂き、3月には府・市両議会において承認されたところでございます。

それでは協定書の具体的な内容についてご説明致します。右のページをご覧ください。上の特別区の設置の日をご覧ください。先ほども申し上げましたように、住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は、平成29年4月1日に現在の大阪市域に5つの特別区が設置されることとなります。

続いて、特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数についてご説明致します。5つの特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、真ん中の地図と表にお示しておりますのでご覧ください。

まず特別区の名称につきましては、大阪府・大阪市特別区設置協議会におきましてシンプルで分かりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところがございます。なお、湾岸区につきましてはベイエリア地域としての将来性を考え湾岸区とされたところではございます。

それぞれの特別区の区域につきましては特別区設置協議会において、それぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けしたエリアと決定されたものでございます。

なお住之江区につきましては咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校校区など住民等のつながりを踏まえ南区となったところがございます。

次に本庁舎の位置でございますが、特別区設置協議会において住民の皆さんからの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建替中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区については特別区設置協議会の議論による総合的な判断によりまして現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数と同じ86名を、北区が19人、湾岸区が12人、東区が19人、南区が23人、中央区が13人と割り振る形で決まったところではございます。また、議員報酬については市条例に規定する報酬額の3割減となっております。

最下段の枠囲み、ひとくちメモをご覧ください。現在の24区役所の取り扱いを記載しております。現在の24区役所及び現在の出張所等はすべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うことと致しております。住民の皆さんの利便性が損なわれるということとはございません。

次にまた1枚おめくりいただけますでしょうか。左上、 - 北区の概要と書かれたページでございます。こちらから13ページにかけては各特別区の概要としてそれぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しております。併せて本庁舎とともに支所等についてもその位置を示しております。引き続き現在の区役所等が支所等として残ります。また最下段に主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかをお示ししているところがございます。

それでは9ページの - 北区の概要についてご説明致します。現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島区役所、北区役所、淀川区役所、東淀川区役所、福島区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。また最下段に記載の主要統計の昼夜間人口比というところをご覧くださいませ。左側の統計のところの真

ん中辺りなのですけれども、こちらのほうについては153%と住んでいる方々より通勤などで通っている方々が多い特性を示しています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口が69.4%と高い数値になっています。さらに上段の地図からも都心へのアクセスも充実、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区といえます。

では右側のページに移ります。 - 湾岸区の概要をご覧ください。現在の港区役所が本庁舎、現在の此花区役所、大正区役所、西淀川区役所、そして、現在の住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。最下段記載の主要統計のところをご覧ください。こちらのほう、工業出荷額が1兆2千億円と5区の中で最も大きなものとなっております。上段の地図からも大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っております。こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区ということが出来ます。

それでは1枚おめくりいただけますでしょうか。左側のページ、11ページ - の東区の概要でございます。こちらのほうで言いますと現在建設中の城東区役所が本庁舎、現在の東成区役所、生野区役所、旭区役所、鶴見区役所が支所等として残ることになります。また、東区は主要統計の年齢別人口比を見ますと、15歳未満が12.7%、65歳以上が23.6%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。併せて多くの中小企業が集積した地域でもございまして、地域コミュニティーに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区といえます。

右側のページに移ります。 - 南区の概要をご覧ください。現在の阿倍野区役所が本庁舎、現在の平野区役所、住吉区役所、東住吉区役所、住之江区役所、現在の東住吉区役所矢田出張所、平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。また南区は最下段に記載の主要統計のところをご覧ください。年齢別人口比を見ますと東区と同様に15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが住む地域であることが分かります。併せて、あべのハルカスをはじめ新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など歴史と新しいものが融合した都市魅力と定住魅力のある特別区といえます。

それでは1枚おめくりいただけますでしょうか。13ページになります。 - 中央区の概要をご覧ください。現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所が支所等として残ることになります。また最下段に記載の主要統計では商業販売額が18兆8千億円と5区の中で最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っています。また、昼夜間人口比率が237%と極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス・商業が盛んな特別区といえます。

最初の協定書のイメージで述べさせていただきましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを5人の区長、区

議会のもとで提供していくことになるものです。

それでは右側のページ、町の名称というところをご覧ください。14 ページになります。現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ長年使用してきたものでございまして、特別区の町名を定めるにあたりましては原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名との間に現在の行政区名を挿入することを考えております。

例えば淀川区がございまして北区で申しますと、都島区片町を北区都島片町と。淀川区十三本町、こちらの例でも出ておりますけれども、こちらにつきましては北区淀川十三本町、東淀川区淡路では北区東淀川淡路というふうに考えておりますが、併せて現在の北区については例外的に現在の行政区名を挿入せず北区梅田を同じく北区梅田とすることを考えております。

14 ページの一番下のひとくちメモところをご覧ください。こちらにございましてように特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さんのご意見をお聞きして決定してまいります。

1 ページをおめぐりいただけますでしょうか。特別区と大阪府の事務の分担、15 ページのほうでございまして。ここでは、特別区と大阪府が行う事務、これからは仕事と言いますが、の役割分担をお示ししております。この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じて後ほど説明する職員体制、つまり人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分し調整するのかなどが決められているということでございます。

まずオレンジ色の枠囲いですがけれども基本的な考え方をご覧ください。現在、大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事と併せて、広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っております。この広域的な仕事の部分について大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。これを広域的な仕事を府に一元化して国で議論がなされているいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府は大阪全体の成長などにかかわる仕事を行うことと致します。

そして特別区では選挙で選ばれた区長、区議会のもと先ほど説明しました、それぞれの区の特色などに応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確化するということです。これまで大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。従って、特別区は住民に身近なサービスを担うこととなります。大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。

その下の枠囲いをご覧ください。現在大阪市が行っている仕事は大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたりましては現在の大阪市のサービス水準は維持されることとなっております。つまり現在大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、引き継ぎにあたりましては現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

それでは1枚ページをおめくりください。17 ページに移ります。 職員の移管（特別区の職員体制）と左上に書かれたページでございます。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方をお示し致しております。オレンジ色の枠囲い、基本的な考え方をご覧ください。特別区と大阪府は先ほど説明しました仕事の役割分担に基づきそれぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備致します。

中段のほう、職員の移管（イメージ）をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は市と府を合わせた概数で、左側の一番下になりますけれども7万 7,100 人と見込んでおります。その右の記載ですが特別区設置当初には、特別区、一部事務組合、大阪府の合計で7万 7,300 人に増える見込みです。これは現在の大阪市の職員体制において技能労務職員が非常に多く増えており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員等を増員する必要があると見込んでいるものでございます。その後、一番右に移りますが、行政改革などにより職員の効率化を進め、同じく概数で7万 5,600 人になると見込んでおります。

右側のページ、18 ページをご覧ください。特別区の行政組織（イメージ）をお示し致しております。組織の名称につきましてはあくまでもイメージでありまして仮称ですが、5 つの特別区においては選挙で選ばれた区長のもと危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がなされることとなります。また、これまでの区役所などで担っていた住民サービスの窓口は特別区になっても現在の24区役所や現在の出張所等で引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

それでは1枚おめくりください。19 ページになります。 税源の配分・財政の調整と書かれたページをご覧ください。一番上の青い枠囲いのところをご覧ください。まず税源の配分とはと書かれております。税源の配分とは税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることとございます。その下、財政の調整とはと書かれておりますが、財政の調整とは、先ほどご説明しました仕事の役割分担に応じてそれぞれがきっちりサービスを提供できるよう必要な財源を、これからは「お金」と言いますが、特別区と大阪府に分けることとございます。併せて各特別区に配るときには特別区ごとで収入に大きな差が出ないように調整することです。

オレンジ色の枠囲いの基本的な考え方をご覧ください。財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など、必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないように致します。これによりお金の面からもサービス水準が維持されます。併せて府には大阪市から移る大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分致します。これはあくまで市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということであり、大阪市から大阪府にお金だけが移るといったことはありません。

その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は大阪府の特別

会計で管理し、その配分割合は、特別区設置後 3 年間は毎年、その後はおおむね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）で検証致します。その際、大阪府が受けるお金については、大阪市から移される仕事に使われているかどうかを検証致します。

特別区の財源（イメージ）と書かれている下半分の枠囲いをご覧ください。皆さまから納めていただく税金につきましては、大阪市から大阪府に移された仕事に使用されるものを除き特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしたものです。

それではまた 1 枚おめくりいただけますでしょうか。ページ数に致しますと 21 ページ、左上 大阪市の財産の取扱いと書かれたページでございます。ここでは市民の皆さんが日ごろから利用している施設をはじめ、現在大阪市が持っている株式などさまざまな財産が特別区に引き継がれるのか府に引き継がれるのかを記載しております。

オレンジ色の枠囲い、基本的な考え方をご覧ください。まず学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、先ほどご説明致しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪市が提供していたサービスをこれからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が代わるだけで市民の皆さんが日ごろから利用している施設が使えなくなることはありません。これまで通り当然使えます。

次に株式や大阪市がさまざまな目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などにつきましては、府が担う仕事にどうしても必要なものを除き特別区に承継されることとなります。その下の枠囲いをご覧ください。例えばですが、高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合にその財産をどうするか、その取り扱いについては大阪府・特別区協議会（仮称）で協議致します。その際にはもともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえて考えていくこととなります。

それでは 1 ページまたおめくりいただけますでしょうか。23 ページ左側の上 大阪市の債務の取扱いと書かれたページでございます。ここでは大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするかを記載しております。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金でございますが、オレンジ色の枠囲い、基本的な考え方に記載しておりますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担致します。大阪府と特別区の負担額は、先ほど説明した財政調整などによって必要な財源が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されます。

右側のページに移ります。一部事務組合、機関等の共同設置と書かれたページ、24 ページでございます。上段にございますが一部事務組合、機関等の共同設置とは、5 つの特別区が連携して効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことでございます。一部事務組合につきましては 5 つの特別区の区長や区議会議員がメンバーになって運営されるものです。こうした仕組みを使って大阪府内でも 31 の一部事務組合がさまざまな仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されてきております。

今回、5 つの特別区が一緒になってつくる一部事務組合で行う仕事は、平成 30 年に都道

府県に移す関係法案が現在国会で議論されております国民健康保険事業や、1つに集約して処理の方が効率的なコンピュータシステム、そして中央体育館の管理などがございます。あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則でございます、一部事務組合で行う仕事は特別区のすべての仕事のうち約7%となっております。

次に1枚おめくりいただきまして25ページ左上 大阪府・特別区協議会（仮称）と書かれたページをご覧ください。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区が特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場でございます。

中段のほうをご覧くださいのすけれども、大阪府・特別区協議会（仮称）のすがたと書かれた部分ですが、東京にも同様の協議会がございますが、メンバーは東京都知事、副知事、都職員に23区長の中から選ばれた8人の区長となっております。これを大阪では、大阪府知事と5つの特別区のすべての区長を基本メンバーと致します。

そしてこれまで説明してきました特別区の仕事に必要なお金の配分や確保、大阪府が引き継ぐ財産について府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくことと致しております。併せてこれも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成する第三者機関を設けることとしております。

右側のページをご覧ください。26ページになります。各特別区の長期財政推計（粗い試算）と書かれたページでございます。上段のオレンジ色の枠囲いのところをご覧ください。この財政推計は現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものでございます。この財政推計は税収の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値については相当の幅を持って見ていただく必要がございますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっております。

その下の枠囲みをご覧ください。特別区全体を合わせた推計は下のグラフにある通りです。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味でございますが、それが徐々に拡大して平成45年度には約292億円、平成29年度から45年度までの累計は約2,762億円となる見込みでございます。この財源活用可能額を利用して各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

それでは1枚おめくりください。27ページ（1）北区と書かれたページからさらに1枚おめくりいただけますでしょうか。29ページ左側上（5）中央区と書かれたページ、ここまでが5つの特別区それぞれの財政推計をお示ししておりますので、後ほどご覧いただきますようお願い致します。

さらに1枚おめくりいただけますでしょうか。31ページになります。皆さんからよくある質問にお答えしますと左上に書かれているページでございます。この31ページと32ページについては皆さんからよくある質問とそれに対するお答えをお載せしております。例

例えば問 1 ですと特別区になっても住民サービスは維持されるの、問 2 ですとこれまで納めていた税金や水道料金は高くなるのなど、こういった質問に対しましてそれぞれ回答を記載しておりますので、こちらのほうも後ほどご覧いただきますようよろしくお願い致します。私のほうからの説明は以上でございます。

(司会)

ここで市長と淀川区長が到着致しましたのでご紹介します。橋下大阪市長でございます。榊淀川区長でございます。それでは市長よりスライドを使いまして協定書の内容等についてご説明申し上げます。市長よろしく申し上げます。

(橋下市長)

皆さん夜分遅くにこれだけ多くの皆さんにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。また日ごろより大阪市政に協力をいただきましてありがとうございます。今日はこの特別区設置、いわゆる大阪都構想について大阪市役所の立場で説明に上がりました。5月17日、皆さんの本当にこの未来を決める、未来の大阪を決める重要な1票のその判断の一助になればというふうに思いまして、説明をさせていただきます。着席をさせていただきます。

まず初めにですが、この説明会にあたって僕の一方的な説明にならないように自民党、民主党、公明党、共産党の各議員の皆さんに出席を求めましたが断られたという経緯をまずはお伝えさせていただきます。一方的な説明、また何か事実誤認があるということ、そういうことのためにいわゆる大阪都構想に反対している自民党、民主党、公明党、共産党の皆さんに出席をお願いしたのですけれどもその参加ができませんでした。断られたというところがあります。

まず最初にちょっとお聞きしたいのですけれども、今の大都市局の説明でよく分かったという人どれくらいいらっしゃいます？後でお聞きしますがよく分かったという方。だいたい分かったという方どれくらいいらっしゃいますか。あまりよく分かんないという人、よく分からない、あまりよく分からない。さっぱり分からんわという人は、今よく分かりませんという人もいたんですけど。そうですか。分かりました。ではちょっとこれで説明をさせていただきますと思います。

まず皆さんにこの大都市局が説明をしたこのパンフレットの中身、これはどういうものかということ、中身は説明しましたけれども、これは解決策、手段です。解決策、手段なのです。じゃあこれ、何を解決しようとしているのか、その目的が分からないと皆さんはいわゆる大阪都構想という解決策が本当にこの大阪にとっていいのかどうなのか判断ができません。これは解決策、手段ですからまず目的、いったいこのいわゆる大阪都構想で大阪の何を解決しようとしているのか、そこをまずご理解いただかないとこのいい、悪いが判断できません。

ですから僕が提案者、このいわゆる大阪都構想を提案した提案者ですから、なぜこういう大阪都構想というものを提案したのか、その提案理由についてまず説明をさせていただきます。このいわゆる大阪都構想でいったい大阪の何を解決しようとしているのか、その解決策としてそれが本当にふさわしいのかどうなのかを皆さんにご判断をいただきたいと思えます。

僕は大阪府知事も3年8カ月やりまして今現職の市長ですが、知事と市長をやりまして痛切に感じたことはこの大阪の中の役所、特に大阪府庁と大阪市役所、仕事の整理がついていないなということを感じました。役所の仕事の整理がついていないということです。そのことによって大阪に大きな大きなマイナスを与えているなと感じたところです。

ですからこのいわゆる大阪都構想、この解決策で何を解決しようとしているのかと申しますと、大阪府庁と大阪市役所という役所の仕事の整理をやろうと、仕事の整理を、役割分担をやろうというのがこのいわゆる大阪都構想の目的です。そのことについて皆さんがどう思われるか、僕はちょっとそこを説明させてもらいたいと思えます。大阪府庁と大阪市役所、役所の仕事の整理ができていないことでどんな大阪にマイナス面があるか、その1つが二重行政というものです。

皆さん二重行政という言葉はよく聞かれたことがあるかと思えます。大阪府庁がこの仕事、こちら側の病院、大学、港湾、研究所、これは大阪全体にかかわる仕事なのですが、大阪府庁が大阪府全体にかかわる仕事をやるというのは皆さん普通に理解できるかと思えます。そのための役所だろうと。問題は大阪市役所です。大阪市役所も実は大阪全体の仕事をやっているのです。

大阪府庁も大阪全体の仕事をやり大阪市役所も大阪全体の仕事をやっている。ここが二重になっているということを僕は非常にここに問題意識を持っております。これを1つにまとめたらいいのではないかと僕は思っています。

そこで大阪都構想というものを提案しました。これをよく見てください、病院なのですがけれどもこれは都島区にある総合医療センターです。患者さんが半分ぐらいは大阪市民以外です。大阪市以外の患者さんが半分ぐらい来ているのです。これは都島の総合医療センター、非常に素晴らしい病院なので多くの大阪市民以外の患者さんが来られています。十三に市立病院がありますけれども、十三の市立病院は多くは大阪市民の方です。ただ都島にある総合医療センターは多くの患者さん、半分ぐらいは周りの市町村から来ているのです。

大学、市立大学となっていますけれども学生さんのうち7割は大阪市民以外です。大阪市民の学生さんは3割ぐらいです。港、大阪港、南港咲洲、あそこに集まってくる荷物は世界各国から、日本国中から集まって、そして大阪全体に荷物が配送されていきます。もっと言えば関西府県全体に荷物が配送されていく、すなわち大阪港というものは市民のためだけの港ではなくて、大阪府民全体もしくは関西府県民全体の港になっている、大阪全体の仕事といえる、もっと言えば関西府県全体の仕事ともいえます。何も大阪市内だけの

仕事ということではありません、大阪港というものはですね。

市立環境科学研究所というのは、新型インフルエンザの対策とかやる、そういう研究所なのですが、新型インフルエンザとかそういうものは一度発生すれば大阪全体に広がる、すなわち新型インフルエンザを止めるなどという話は大阪全体にかかわる仕事なのですね。市立工業研究所、これも素晴らしい研究所です。中小企業を支援する研究所ですが、これも素晴らしい研究所過ぎて、大阪市内の中小企業だけでなく大阪市以外の中小企業もここでサポートしてあげている、そういう研究所なのです。

ワールドトレードセンタービル、WTC ビルです。256メートル、南港咲洲に建っているあの高層ビルです。これはもともとビジネス拠点のためにあそこ、ビルを建てたのですね、ビジネス拠点にしよう。どこのビジネス拠点なのか、何を、どこの経済活動を活性化させるためかといえば、大阪市内の経済活性化というよりも大阪全体の経済活性化、大阪全体のある意味ランドマーク、象徴的なビルとして建てられたというそういう経緯がありません。

すなわちこちら大阪市役所がやっているこれらの仕事は大阪市民のためだけに行われる仕事ではなくて大阪全体にかかわる仕事の一例ですけれども、大阪全体にかかわる仕事を大阪市役所がやっているが故に大阪府庁と大阪市役所が同じような仕事をそれぞればらばらにやっちゃっているという、これを二重行政といわれています。

これはあとは皆さんの考え方なのですけれども、これらのこのような仕事を大阪府庁と大阪市役所が今後もずっとそれぞれが別々にばらばらでやっていった方がいいのか、それとももうまとめてやっていった方がいいのか、そこが大阪都構想の賛成反対の考え方の分かれるポイントになります。

「二重行政をやめるやめる」というふうに言っても、何かこれもう、大学をじゃあ1つ潰すとか港を1つ潰すと、そういう話ではありません。二重行政の話、そういう話だけではありません。この2つあるものを1つにまとめることによって、1つは経費の削減につながる、それは例えば大学、病院を見てもらっても分かるのですが、例えば経理部門とか総務部門、重なる部署というのがあるのですね、それぞれの病院とか大学に。これが1つにまとまると重なる部門は削減できるでしょう、効率化できるでしょうというのが1つあります。この二重になっているものを1つにまとめることによって経費の削減ができるということが1つのメリット。

それから二重になっているものを1つにまとめることのメリットとしてはこちらのほうが大きいとは思いますが、このような病院とか大学とか港は大阪府庁、大阪市役所がばらばらでやっているよりも1つにまとめて運営した方が大阪全体のためになるでしょうというのがこの二重行政をやめようというそのメリット、目的の1つなのですね。

どういうことかと言いますと例えば大学、府立大学、市立大学とばらばらでやっているよりも、もしこれ1つの大学にまとまると規模としては神戸大学以上の規模になるわけです。ですからばらばらにやっているよりもまとめて神戸大学以上の規模にして、大阪の非

常に強力な競争力のある大学につくり直した方がいいのではないかと。大学の競争というものはもう国内の競争だけにとどまっておられません。アジア各国の大学も一生懸命みんな競争競争の中でいい大学になろうと思って必死になってやっているわけですね。

そういう今世界の中での大学競争の中でこの府立大学、市立大学が別々でやる必要はないのではないかと。大阪の大学ということで、国立大学は大阪大学というのがありますけれども、要は公立大学ですね、府立、市立といういわゆる公立大学として2つ別々にやるのではなくて1つにまとめた方がこれはものすごい大阪の大学として競争力を持って大阪全体の発展のために非常にこれはつなげるのではないのというのが1つにまとめる理由、二重行政をやめようという理由の1つでもあります。

港もイメージされたらお分かりだと思いますが大阪港、南港咲洲が大阪港ですけども、もうちょっと南の堺泉北港というところが大阪府の港なのですね。そんなの別々にやる必要あるのと、1つにまとまってこの南港咲洲の港と堺泉北港、1つにまとめた方が大阪全体の港として非常にこれは大阪全体のためになるのではないのというのが二重行政をやめようという1つの理由、大きな理由の1つですね。

こちらの研究所もそうですね。新型インフルエンザの対応策などというのを大阪府庁と大阪市役所で別々でやった方がいいのか、それともどこかが1つにまとまってやった方がいいのか。僕は知事の時に、新型インフルエンザの対応に追われて連日徹夜の対応をずっとやってきたわけなのです。その時に大阪に新型インフルエンザが入ってきたとか、これは対応しなければいけないといったときに大阪府庁か大阪市役所、どちらが責任者なのかよく分からなかったのです。

大阪市内は大阪市役所が、それ以外は大阪府庁がといっても新型インフルエンザみたいな感染症などというのはバツと入ってきたらもう大阪市内か大阪市外か関係なく大阪全体にワッと広がるわけです。ですから大阪全体で対応しなければいけない。ですからこんな感染症対策とかそういうことの研究所、まさにこういう研究所は大阪府全体の安心安全を守る研究所に1つになった方がいいのではないかと、そのほうが大阪府全体のためになるでしょうというのが1つにまとめようという理由の1つです。

この研究所もこれ中小企業を支援する研究所といいますが、何も大阪府と大阪市でばらばらでやるのではなくて1つにまとまって強力に中小企業を支援するようなそういう研究所にした方が、よっぽど大阪全体のためになるのではないかと、そういう考え方で1つにまとめようというふうにも考えました。

すなわちこの二重行政という問題は2つあるものを1つにまとめることで経費が節減できる、お金が節約できるという問題と同時に、何も2つやるのではなくて1つにまとめた方が、2つあるものを1つにまとめた方が大阪全体の発展になるだろうと、そういう考え方ももうこういう二重はやめようと、そのために大阪都構想というものを提案をしました。2つばらばらでやるのか、1つにまとめた方が大阪全体のためになるのか、ここが判断の分かれ道です。

そしてもう1つがこれが大阪市役所が行ってきた事業の失敗例の一部です。それぞれ事業費の金額を見てください。これ損失が出た場合には全部市民の皆さんの税金で補われます。こういうことを皆さんご覧になって今後もこういう役所を認めていくのか、やはりこれは作り直してでもこういうことをやめるのか、こういう失敗例をですね、こういうもうやめていくのか、そこです。僕はもうこれを見て二度とこんなことをやらかしたら駄目だと。これ、過去の失敗ですけれどもね、過去に失敗したということは将来にもまた失敗する可能性があるわけです。ですから僕は知事をやり市長をやってもう将来にわたって二度とこういうことがないように役所を一から作り直そうとしたのがこの大阪都構想なのですね。

これは例えばオーク 200 などというホテルを建てたのですけれどもね。事業費 1,027 億円、これうまくいかずに失敗をしました。この間さらに銀行から損害賠償請求というものを訴えられまして裁判の結論は 650 億円支払えと、10 年間で 650 億円支払います。1 年 65 億円、これ皆さんの税金で支払っていきます。

それからオスカードリーム、これは住之江に建てた商業施設の上にホテルが引っ付いたようなそんな不動産なのですが、これ事業費が 225 億円、これもうまくいきませんでした。民間のほうに売却されまして売却金額が 13 億円、そしてまた銀行から訴えられました、損害賠償請求。結論としては 285 億円支払えと、交通局の会計で支払いました。

こういう状況を見て皆さんがこういう状況でもさらに今の大阪市役所の状態をそのままにしておくのか、それともこういうことをもしやめられるのだったらやめられる方法として何か役所をつくり直す方法があるのだったら、そういう作り直しの方法を選ぶのか、その辺りが判断の分かれ目になります。

僕は大阪市長をやった二度とこんなことは将来絶対こういうことはさせないと、そのためにはもう役所を一から作り直すしかないという思いでこの大阪都構想というものを提案したところです。大阪市役所だけではありません、大阪府庁もそうです。この金額を見てください。5,672 億、659 億、614 億、1,014 億。皆さんは市民でもあり府民でもありませんから市役所だけが良くなっても駄目なのですね、皆さんは。

僕の知事と市長の経験からすれば、大阪市民の皆さんは市役所だけのことを考えていたら駄目だと。市役所と同時に大阪府庁もトータルでバランス良く、良くならなきゃいけない、だから僕は今回大阪府庁と大阪市役所の仕事の役割分担を整理する、大阪市役所の問題だけではなくて大阪府庁と大阪市役所の仕事を一から整理するということが大阪都構想、市役所と府庁、トータルで良くしていくという話です。大阪府庁のこういう失敗例を見て、皆さんこれ府民でもあるわけですからこういうことの負担も負わされるわけですね。こういうことを皆さんがどう考えられるか、僕はこういうこと、もう大阪府庁のほうも二度とこういうことはさせないようにしなきゃいけない、そのように感じております。

二重行政やそれから役所のいろいろなさまざまな事業の失敗、それから府庁のいろいろこういう事業の失敗から大阪市民の皆さんの負担がどうなっているか。こちらのほうです。

この右のほうの図を見ていただきたいのですが、右のほうの図のこの左側のグラフ、これが大阪市民1人あたりの負担額ですね。大阪府庁、大阪市役所から負わされている負担額、市民1人あたりです。こちらが東京都民1人あたりの東京都庁そして東京の23区特別区から負わされている負担額、都民1人あたりの負担額。見てください、都民1人あたりの負担額よりも皆さんの負担額のほう、3倍以上です。これが今の大阪府庁と大阪市役所の現状なのです。

すなわちこの色の付いている部分がこれ大阪府の負担、灰色の部分が大阪市の負担、両方とも大きな負担をやっている。大阪府庁も大阪市役所もそれぞれが大きな負担をしているというのが今の大阪府庁と大阪市役所の現状です。僕はこういう負担を市民の皆さんは、これ市民の皆さんは大阪府庁の負担と大阪市役所の負担両方とも負わされるわけですからこんな大きな負担になる。これはちょっと未来、将来にずっとこういう状況を残すというのは、これはおかしいんじゃないのと。さっきの二重行政それから市役所、大阪府庁のいろいろな事業の失敗、ああいうものが全部こういう負担になっているのです。

東京都のほうを見てください。東京都のほうは東京都庁が、この色の付いている方が東京都庁の負担、東京都庁が大きな負担をやって灰色の部分、いわゆる特別区の負担というもの、こういうような負担になっている。しっかりと東京都庁と特別区役所のほうで負担の役割分担ができて、すなわち仕事の役割分担がきちっとできているわけなのです。

大阪都構想をやったからといってすぐにこんな東京都のこんなふうな負担額が減るわけではありませんが、将来を考えたときに、子どもたちや孫たちのことを考えたときに本当に今の大阪府庁と大阪市役所の関係のままやっていっていいのか。大阪府庁と大阪市役所がこれからも同じような仕事を同じような大きな負担をし続ける、そういう大阪府庁と大阪市役所の関係でいいのかということに大きな大きな疑問を持ちまして、ここを変えていこうと思って提案したのが大阪都構想です。

目指すべきは東京都のように大きな負担はその東京都庁、東京全体の仕事をやる役所が大きな負担をして特別区というものはそれほどの負担をしない、こういう役割分担に大阪府庁と大阪市役所を変えていこうというのが大阪都構想です。ではどうやって変えていくのか、この大阪府庁と大阪市役所の仕事の整理をどういうふうにしていくのかということですが、これは先ほど大都市局が説明をしましたがパンフレットの3ページ目です。プロジェクターのほうをご覧になっていただいても結構です。

問題点はさっき大都市局も説明をしましたが、大阪市役所というところが通常の市役所の仕事、この保健医療、それから福祉、それから小学校、中学校の教育、ごみ処理の問題、これは皆さんが通常イメージする市役所の仕事ですけれども、大阪市役所というのはその通常の市役所の仕事のほかに二重行政のところでも説明しましたが大阪全体の仕事までやっているのです、大阪市役所が。さっき言った病院とか大学とか港とか。

それから大阪府とは二重にはなっていませんけれども地下鉄などという仕事も大阪全体の仕事ですね。大阪市営地下鉄の利用者の7割は大阪市民以外です。すなわち大阪市営地

下鉄というのはこれは市民のためだけの地下鉄ではなくて大阪全体の地下鉄、大阪全体の仕事といえるわけです。

大阪市役所は通常の市役所の仕事のほかに大阪全体の仕事をやっている、そして大阪府庁も大阪全体の仕事をやっている、ここが二重になっているのであればこれを一本化しよう、まとめよう。どこにまとめるのかといえば大阪府庁のほうに全部仕事を移そう。今まで大阪市役所がやってきた大阪全体にかかわる仕事は全部大阪府庁のほうに全部渡してしまう、一本化してしまう、これで二重行政というものはなくなるだろうというのが大阪都構想です。

ですからこの大阪市役所がやってきた大阪全体の仕事を大阪府庁のほうにもう移します。そして大阪全体の仕事は新しい大阪府に一本化する、これで大阪における二重行政はなくなるだろう。この新しい大阪府というものは法律改正が行われると大阪都になります、大阪都庁になります、法律改正が行われると。ですから以後、大阪都、大阪都庁と呼ばせてもらいます。大阪全体にかかわる仕事大阪都庁に一本化する、これで二重行政をなくす、これが大阪都構想の考え方。

そして大阪市役所がさまざまな大きな負担、大きな事業をやってきて皆さんに大きな負担を負わせてきました。それをやめさせるためにはもう通常の市役所の仕事に集中させる。この保健医療や福祉、まさに子育て支援とか保育所の問題とか、高齢者の皆さんに対するサポートとか、小学校、中学校の教育とか、こういう仕事に集中をさせる。そうすれば大きな負担はもうすることはないだろうというふうに考えたのが大阪都構想です。医療、福祉、教育というそういう仕事は大きな高層ビルを建てるとかホテルを建てるとかそういう仕事ではありませんから大きな負担にはならないだろう。日々皆さんの日常生活、住民の皆さんの身近なサービスを提供するというので医療、福祉、教育としてサポートをしていく、何か巨大なものを建てるとかそういうことではない。ですから大きな借金というものはなくなるだろうというのが大阪都構想の考え方です。

ちなみにですけれどもパネルの4ページ、ごめんなさい、そちら、皆さんのお手元ではありません、こちらの資料のほうのパネルの4ページなのですが、これは先ほどの大阪市民1人あたりの負担なのですから、大阪府庁が大きな負担をするというのは皆さんお分かりだと思います、大阪全体の仕事をするわけですから。大阪市も大阪全体の仕事をやってしまったからこんな大きな負担になってしまった。

大阪市の周りの市町村はどのような状況なのかちょっと数字をご説明させていただきますと大阪市の周辺、門真市や守口市はこの灰色の部分の部分がだいたい37万から36万です。東大阪市は34万、松原市、八尾市、大東市は33万、32万ぐらいです。摂津市は28万円、豊中市は23万円、吹田市に至っては市民1人あたりに負わせてる負担額は13万円。これは人口とかいろいろなところで単純比較はできませんけれども、結局通常の市役所の仕事に集中している役所というものはそんなものなのです、市民の皆さんに負担を負わせる額というものは、医療、福祉、教育のサービスを日々提供するわけで、大きな高層ビルを建

てるとかホテルを建てるわけではありませんから皆さんに借金を負わせるなどということは通常の市役所はしないわけですね。

ですから大阪市役所の周辺の市町村を見ても 30 万台から少ないところでは 13 万ぐらいの負担なわけです。ここが 13 万ぐらいの負担。ところが大阪市役所はこの 96 万円の負担。なぜかという大阪全体の仕事をやり続けてきて、そして医療、福祉以外にああいうさっきの 2 ページ目、こんないろいろな巨大なこういう事業を大阪市役所がやってきたのでこの大阪市の負担というものが増えてきた、ここをやはり解決しなければいけないだろう、変えていかなければいけないだろうということで大阪都構想を提案しました。

大阪市役所の仕事を通常の市役所の仕事に集中させれば今後大阪市の負担というものは少なくなってくるだろう、皆さんに過大な負担を負わせないだろうというふうに考えたわけです。

東京都が同じようなことをもうすでにやりまして 1943 年に東京府と東京市を合わせて一本化してできたのが東京都です。今から 72 年前までは東京府と東京市、ここにある意味二重、それぞれ別々に東京全体の仕事をやっていたのですね。これではまずいということで 1943 年に東京府と東京市を一本化してできたのが東京都、東京都庁です。それ以来東京では二重行政という言葉は聞かれなくなったということです。

これが問題意識の 1 つ目です。大阪におけるこの二重行政、そしてこの多大な負担、これをなんとか解決するために大阪府庁と大阪市役所の仕事を整理をする、大阪全体にかかわる仕事はすべて大阪都庁に渡して二重行政をなくす、そして大阪市役所というものは通常の市役所の仕事に集中してもらうことによって過大な負担は負わないような役所にしていく、変えていく、これが大阪都構想の考え方の 1 つ目です。

2 番目が大阪全体の発展のためには大阪全体を發展させる強力な大阪都庁が必要だと、僕はそういう考えに至りました。今大阪府全体の發展を考える役所は先ほども繰り返し繰り返し言っていますけれども大阪市役所と大阪府庁 2 つあるわけなのですね。大阪市役所も大阪全体のことの仕事をしている、大阪全体にかかわる仕事をしている、大阪府庁も大阪全体にかかわる仕事をしている。そうすると大阪全体の發展を何かそれを実行していこうと思うと大阪府庁と大阪市役所が話し合いをしながら物事を決めていくと、そういう仕組みになっています今。これは大阪府知事、大阪市長の経験からそういうふうな認識に至りました。

皆さん今後も大阪府全体の發展を考えていくにあたって大阪府庁、大阪市役所が話し合いをやるというやり方を今後も認めていくのか、それとも変えていくのか。僕は知事の経験から大阪府全体の發展はもう大阪都庁に全部仕事を任せて、そこに強力に大阪全体の發展を引っ張っていってもらう、そういう新しい役所をつくる必要があると、そういう考えに至ったわけです。

ちょっとまず大阪の發展は、大阪の發展ということ考えたときに大阪市の大阪市内の視点だけで物事を見たらいいのか、いや、そうではなくて大阪府全体の視点で物事を見な

ければいけないのか、ちょっとその点について説明をさせていただきます。

こちら大阪府の地図なのですが赤色のところが大阪市を示します。大阪市内ですね、この赤線の内側が。青色の点々は何かということこれは事業所、経済活動の主体です。経済を行っている主体。オフィスだったり企業だったり、事務所だったり販売店だったり事業所ですね。見てご覧の通り今大阪の経済活動の範囲というものはもう大阪市内でとどまっておられません。大阪府域全体に経済活動は広がっているわけです。もう大阪の経済といえば大阪市内だけを見ていたら駄目なのですね。大阪府全体を見ないと、この白いところは山ですから大阪府全体を見ないと大阪の経済の発展などということは考えることができません。

そして次の図。こちらのピンク色の図は、ピンク色の意味合いは人の移動の範囲です。人の移動の範囲はもう大阪府内全体に広がっているわけですね。人の移動はもう大阪府全体で人の移動が行われている。昔は大阪の人口のうち7割は大阪市内に住んでいました。7割はもうこの大阪市内にみんな人口が集中していたのです。ですから大阪市内だけで多分経済活動もまあそこで1つ完結していたところがあったのかも分かりません。しかし今見てもらったらお分かりの通り人の移動は大阪府全体に広がっている、そして前の5番、経済活動の範囲、事業所のこの範囲というものも大阪府域全体に広がっている。

こうなってきましたと大阪の発展ということを考えてときに大阪市のことばかり考えてもそれは発展はしないだろうという結論に至りました。大阪の発展ということを見ると今の大阪の状況を見れば大阪府全体の発展を考えなければ大阪の発展はないという考えに至ったわけです。

そこで大阪府全体を引っ張っていくための役所として僕は大阪都庁というものが必要だと感じたわけです。これからの時代、大阪府庁、大阪市役所というものがそれぞれ話し合いをするのではなくて、大阪都庁に大阪府全体の発展の仕事を全部任せる、そして強力に進めてもらう、そういう必要性を感じました。

高速道路を見てもらいたいのですが、例えば大都市の発展は人が移動しやすいとか、ものを運びやすいとか、そういうことが大都市の発展の一番重要なポイントになってきます。こちら右側のほうは東京の高速道路の状況です。中央環状線というこの環状線がこの間開通しまして、赤色の部分が開通して全部がつながったのですね。

この赤色の部分がつながって新宿と羽田空港が今まで40分ちょっとかかっていたのが今もう20分で羽田空港まで行けるようになったのです。新宿から羽田空港まで車で20分。昔はこれずっと回って首都高を通过这个の湾岸線を通してと、僕も新宿で仕事をして羽田に行くときにはグルッとこう回っていたのですが、今はピュッとこれで赤色のところで行けるようになりました。これはこの高速道路、どこを通過しているかという池袋それから新宿、原宿、渋谷、そんなところを高速道路が通っているのです。東京のど真ん中の繁華街、どこを高速道路が通っているのかと思いきや地下に高速道路を通して通しているのですね。ピュッとこれ車でもう行き来できるわけです。ものすごいです。

しかしこれは40年前につくられた計画が今花開いたのですね。こんな話、大都市の発展、東京の発展というのは1年や2年でこんな東京がどんどんどんどん便利になっているわけではないのです。40年前につくられた計画が今花開いて、まあ東京またこれですごい便利になりますね。この羽田空港から東京の都心部まで20分でバーッともう新宿まで行けるわけですから。

こちら左は大阪の高速道路の状況です。大阪も頑張っこの阪神高速道路の環状線の外にもう1個環状線をつくろうと頑張ってきました。これ近畿自動車道。それから阪神高速大和川線、阪神高速湾岸線ですが、この赤色の部分が全然話がかたずにとまらなかつたのです。だから今環状線になつてないのですね計画が。なぜ計画が全然進まなかつたかというと右側の部分が大阪府担当、左側のこちらが大阪市担当、大阪府と大阪市で話し合いがずつとついでこなかつたのです。

これは、この高速道路というものは確かに市民のためだけ、市民の皆さんだけが便利になるような高速道路ではありません。この環状線がつながるとこちら側の枚方市民、交野市民、寝屋川市民、第二京阪の高速道路に入つてそのまま神戸に抜けるとか、神戸市民の皆さんがこの高速道路を使つてそのまま京都に行くとか、この第2名神というものがありますからそのまま御堂筋を折れていってこの高速道路に入つてそのまま和歌山に抜けるとか。要は大阪市民以外の皆さんも非常に便利になる高速道路なのです。

そういうことでこの高速道路をつくるにあつて大阪市のほうは、いや、大阪市民のためだけの高速道路ではないからなかなかこれ計画進められませぬよなどという話でずつと何十年も大阪府と大阪市で話がとまらなかつたのですね。僕も大阪府知事の時に当時の大阪市長にこれ早くやりましようよということをつたつたのですけれども、当時の大阪市長には断られてしまいました。でも今、松井知事と僕はもうこの高速道路、大阪全体の発展につながるのだからやりましようよ、やろうよということをつたつたのです。27年度、本年度中にやつとこれ計画がとまりそうです。

しかしこれ高速道路ができてここがつながるのは30年後です。そうですね、高速道路ができるつて30年後とか40年後ですよね。やつとこれつめたといつてもここが便利になるのは30年後とか40年後の話になるのです。こちらの東京の話でもそうです。40年前の計画が今花開いたということですね。

空港をちよつと見てもらえますか、空港のほうで。皆さん大都市が発展するといふのは空港にいかにか、空港からいかにか早く都心部につながるか、これがもう大都市の発展の一番のキーポイントなのです。世界中のビジネスマンが空港に到着してそのままいかに都心部に行くか、外国人観光客がどんどん都心部に入ってくるか。大都市の発展は空港とともにあるといふふうにつたつています。

ニューヨークやロンドン、パリ、それから上海、お隣の上海やソウル、バンコク、それから台北もこの間高速鉄道を通しましたか、台北はおいといたとしても、こういう世界の大都市は空港といかにその都心部を早く鉄道で結ぶか、速い鉄道で結んでいくか、これ

が勝負なのです、世界のその大都市というものの競争においては。

ところがその中で東京はガンガン進めています。東京の都心部から成田空港なのですけれど、皆さん成田空港って昔ものすごい遠い空港だというイメージがありませんでした？東京よりも相当離れている空港。羽田のほうが近い、羽田のほうが便利だ、成田は離れている。ところが見てください、今、成田と東京都心部、36分です。これ1本鉄道が通ったのですね。36分で結ばれる。大阪市内から関空に行くよりも近いぐらいです。

それからそれだけではありません、成田空港と今羽田空港が1本の鉄道で結ばれました。京成電鉄から地下鉄に結び付いてそのまま東京急電鉄に結び付いて、93分乗り換えなしで成田と羽田がつながってしまったのです。これは大阪でイメージすると阪急電車が地下鉄に入ってきてそのまま南海電車につながっているようなものです。そんなことを東京は今ガンガンやっているのですね。どんどん便利になっています。でもこれも1年や2年の話ではありません。10年、20年、30年の計画が今どんどんどんどん花開いているのですね。

僕らも負けじと松井知事と関西国際空港へもっと便利に、もっと電車で早く行けるようにしようということでいろいろな計画を考えました。先ほども言いましたね、大阪府庁と大阪市役所は常に話し合いで物事を決めてきたのでなかなかこういう話が進まなかったのです。なぜかといえば関西国際空港というのは大阪市内にありませんね。だから大阪市役所というのはあまり関西国際空港のことを考えないわけです。大阪府庁がそこを担当しているわけですね、関西国際空港というのを。大阪市役所というのは基本的には大阪市内しか見ませんから関西国際空港というのは市役所のある意味所管外なのです。だから関西国際空港と大阪市内をどう結ぶかというのはそんなに強力で今までそんな議論ありませんでした。

僕は知事の経験者ですから関西国際空港と大阪市内をとにかく結ばないと大阪の発展はないということでガンガン旗を振って、この間松井知事とある程度話をまとめてJRの大阪駅の駅前に17ヘクタールの広大な空き地がありますね、あれを今度うめきたの開発で緑のまちづくりをしますが、その下に地下の駅をつくって、そして地下鉄を1本引こうと、西区のなにわ筋、その下に地下鉄を1本引いてそのままJRと南海につなげて関西国際空港までつなげようではないか、そういう計画を進めていこうということをこの間松井知事と僕である程度決めたのですが、これが実現するにはまた30年後ぐらいでしょうか。

こんなスピード感でいいのかということですよ、この大阪の発展ということを考えてときに。地下鉄の図を見てもらいましょうか。これは東京の地下鉄の、今、地下鉄と鉄道のネットワークです。もちろん人口も違いますから大阪とすぐ単純比較はできませんけど東京はもうこんな状態です、地下鉄と私鉄の状況というのは。もう相互乗り入れなんか13路線中、地下鉄13本のうち10本はもう私鉄とつながっているわけですね。大阪は9本の地下鉄のうち私鉄とつながっているのは3本だけです。

ただこれも技術上の問題がありますから今日の明日ですぐに地下鉄と私鉄は結び付きま

せん。レールの幅が違ったり電気を取り入れる仕組みが違いますので。ただこれは技術の問題ですから、技術の問題です。技術の問題は時が解決をしてくれます。僕が言いたいの大阪府全体の、まずは説明をさせてもらいます。僕が言いたいの大阪府全体の発展を考える、そういう視点を持つかどうか。そして大阪府全体の発展を引っ張っていく強力な役所というものをつくるかどうか。

東京のこういう地下鉄や鉄道のネットワークは東京都庁がガンガンこれを引っ張ってこういうことを実行していているわけです。東京都庁がこういうものを引っ張っている。東京全体のことを考えて私鉄と地下鉄のネットワーク。そして大阪市の場合にはご存知の通り地下鉄は大阪市所管です。ですから大阪市からはみ出た部分は大阪府庁との協議となるわけです。御堂筋線、御堂筋線の北側のは北急となっていますが、江坂以降が北急ですね。千里中央で止まっています。大阪市役所の議論ではもうこの上の話なんてもう出てきません、箕面の話などというのは、自分たちのエリア外ですから。

でもさっき言いました経済活動の範囲というのはもう大阪市内を飛び越えて大阪全体に経済活動の範囲が広がっているのです。箕面の人たちもどんどん大阪市内に通勤してきてくれています。箕面の人たちも大阪市内にどんどん来て飲み、食い、買うをしてくれるわけです。大阪の経済というものを考えたときには大阪府全体を見ていかなければいけない。そのときにはこの御堂筋線、千里中央からやはり上に伸ばさなければいけないのです、大阪全体の発展のためには。大阪市役所ではそういう議論はなされません、大阪市内のことではないので。これは知事の仕事ということになるのですね。

この間僕と松井知事で話をしまして松井知事がこれを伸ばすと決定をしました。やっとこれできたのです。これはこれでも7年後、8年後ぐらいですか、10年ぐらいかかるのかな。萱野というところに2駅伸ばします。

それから泉北高速鉄道の乗り口の中百舌鳥という駅ですね。僕はここも本当に便利にしなければいけないと思っているのです。泉北ニュータウンに住んでいる人もどんどん大阪市内に通勤してきてくれているのですね。泉北ニュータウンの人たちもどんどん大阪市内で消費をしてくれる、大阪全体の発展のことを考えれば御堂筋線と泉北高速鉄道というのはものすごい乗り入れ便利にしなければいけない。でも大阪市役所の中ではそんな議論はされません。なぜかといえば中百舌鳥は堺市のことだからです。

これ駅、皆さんご存知でしょうか、中百舌鳥の駅。地下鉄の改札口を出てまず地上に出ます、南海に乗り換えようと思うと地上に出て、地上に出て数分歩きます。今度南海の改札口は上にありますから階段かエスカレーターで上に上がらなければいけないのです。切符を買って改札口に入って今度ホームに降りていかなければいけない、こんな状況なのです。そんなの東京の、後で言いますけれども。

これを僕と松井知事のほうでこれ中百舌鳥の駅、ちょっとパーンとトンネルぶち抜いて中百舌鳥のホームから今度は南海のホームまでそのまま階段で一直線でピュッと上がれるようにやろうという話を今しているわけなのです。でもこれは大阪府全体の視点がないと

こういう話というのは出てきませんよね。だからやはりこの鉄道のネットワークなどというのはもう大阪全体で考えなければいけないなというふうに僕は考えています。

ですから地下鉄などというのは今度大阪都構想では大阪都営地下鉄にしようということです。大阪都で、もう大阪府民全体の地下鉄として発展させていこう。そもそも今の大阪市営地下鉄の利用者の7割は大阪市民以外なのですから、別に大阪都営地下鉄になっても皆さんが利用できないというわけではありませんから、どこが所管するかの話なので。大阪市営地下鉄は、もう大阪市内の視点ではなくて大阪全体の視点を持ってもらおうと、そういうふうに考えているわけですね。

東京のほう、図を見てください。こちらも渋谷の今度駅の改修が始まります。東急東横線を地下に入れました。銀座線を横にずらします。空いたところに埼京線というJRのホームをもう1本つくる、そんなこともやります。でも僕が言った中百舌鳥と南海のホームをちょっとつなくとかそんな話ではないのです。もう1本地下鉄を横にずらして鉄道を地下に入れて空いたところにホームをつくる、それでもっと乗り入れを便利にしようと、それも40年の計画が今花開いているわけです。

僕は40年前に東京に住んでいましたけれども、そのころはこの周りの私鉄全部終点だったのです。京王線というところは新宿で終点、小田急線も新宿で終点、東急東横線も渋谷で終点、東武線は池袋で終点、京成線は西日暮里で終点、みんなそんなのだったのですよ40年前は。それが40年たった今どうなったかということこのように13本の地下鉄のうち10本がもう相互乗り入れしている、40年、50年かかって東京というのはこういう状態になっているわけです。

そこで皆さんに考えていただきたいのは、これから大阪の発展というものを考えたときには大阪市という視点だけでは駄目でしょうということこれは僕の問題意識ですけれども、大阪府全体で物事を見ていかなければいけない。そのときに大阪府全体の発展を引っ張ってってくれる強力な僕は大阪都庁が必要だと本当に痛切に感じました。

大阪府庁と大阪市役所がこれまで話し合いをやってきてうまくいったこともたくさんあります。でもうまくいかなかったこともたくさんある。これからの激しいこの世界の競争状態の中で、ある意味話し合い話し合いで、そしてそれがうまくいったからといって実現できるのが30年後、40年後、こんなスピード感でいいのかと、こんなことでは大阪は本当にとんでもないことになるという強烈な問題意識から大阪全体の発展を担うその強力な役所として大阪都庁というものをつくる、そのために提案したのがこの大阪都構想です。

大阪府庁が今のままで本当にそんな大阪全体の発展を実現してくれるのか、今の大阪府庁で、それは無理です。ですから大阪府庁もつくり直すのです。パンフレットの17ページなのですが、今の大阪府庁だけで大阪全体を発展させるなんてそんな役所にはなりません。だからつくり直すのです。パンフレットの17ページなのですが、何をつくり直すかという人、大阪市役所の強力なチーム。今皆さん大阪市というのはやはり大阪の中心で地下鉄は引くわ、高速道路つくるわ、トンネルを掘るわ、すごいですね、大阪市のこの市役所

の力というのは。それは大阪市役所の都市計画局とかそういうチームがこの大阪市の大都市の運営といたしますかそういうものを行っているのですね。うめきたの開発だとかそういうのも全部この都市計画局とかそういうところがやっている。そのチームをバサッと大阪府庁に持っていくのです。

こちらですね。見てください。大阪市の職員が、これは太字になっていますが多くは特別区のほうに行きますけれども、市役所の職員が特別区役所のほうに行きますが、一部これ黄色の矢印が下に伸びて大阪府のほうに行っています。名前が変わって大阪都になります。ここの矢印の部分がそういうことなのです。大阪市役所の強力なチームを大阪府庁のほうに移すのです。

大阪市役所の職員はやはりどうしても大阪市内の視点しか持っていない、その大阪市役所のものすごいずば抜けたこの力を、大阪市役所のそのチームのずば抜けた力のこのチームに大阪府全体を見てもらう、そういう視点を持ってもらう、大阪府全体を見てもらう目を持ってもらう、そのために大阪府庁にガサッと移すのです。これは本当に大改革なのですけどもね。こういうことをやって新しい大阪都庁に大阪全体の発展を実現してもらおうと、これが大阪都構想の考え方の2つ目です。

3つ目が大阪市内に住民の皆さんの声をしっかりと聞く役所が不足していると、今の大阪市役所では僕は不十分だというように大阪市長の経験としてそういうように感じました。どういうことかといいますと首長の数、市町村長の数なのですが、大阪市は260万人の住民がいます。大阪市の人口260万人というのは広島県や京都府と同じ人口なのですね。じゃあ広島県や京都府は大阪市と同じ人口を持ってどうやって住民の皆さんの声を聞いているのか、どういう役所の仕組みなのか、それを示したのが次の図です。

この人形は選挙で選ばれる市町村長だと思ってください。京都府、人口263万人いますが、大阪市とはほぼ同じ、選挙で選ばれる市長が15人、選挙で選ばれる町長が10人、選挙で選ばれる村長が1人、合わせて26人の市町村長でそれぞれの地域を、エリアを担当を分けて26人で住民の皆さんの声を聞いていると、こういう役所の仕組みです。

広島県は人口285万人、大阪市よりも20万人多いです。では広島県はどうなっているか、14人の市長と9人の町長、合わせて23人の市長、町長がこうやって地域を分けてそれぞれ住民の皆さんの声を聞いている。重要なことはここの人形は選挙で選ばれている市町村長だということです。だいたい26人、23人です。そして大阪市。大阪市の場合には選挙で選ばれている市長は僕1人です。1人で担当しなければいけない。

これで僕は、まあ260万人の市民の皆さんの声を聞いていく、それを1人でやっていくというのは不可能だと。こんなことをやっていたら大阪の行政、本当にとんでもないことになるという思いで、それだったら1人でできないのだったら5人、もう僕みたいな立場の人間を5人に増やして大阪市内に選挙で選ばれる区長を5人置こう、そういう新しい行政をやろうということで提案したのがこの大阪都構想提案理由の3つ目です。

いや、そうしたら橋下ねと、あんた1人でやっていると言うけれど区長がいるやんかと、

榊区長、淀川区長です。榊区長は区民の声をしっかり聞いて区民のために、そして本当に淀川区のために一生懸命仕事をやってくれています。素晴らしい区長です。非常に優秀な区長です。ですが先ほど言いました、選挙で選ばれていないのですね。ここが決定的な違いなのです。

「え、選挙で選ばれる選ばれない、そんな違いあるの」そう感じるかも分かりません。今、大阪市の改革、大改革の中で今、榊区長ができる仕事、だいぶ増えました。榊区長が頑張っただけの事業というのをいっぱいやってくれているのですね。ほかの区ではやっていないけれども淀川区ではやっていますよという、そういういろいろな政策、いろいろなことをやってくれています。それは榊区長の独自政策といいますか区民の皆さんの声を聞いてこれを淀川区でやろうということいろいろなことをやってくれていますが。

でもですね皆さん、その榊区長でも保育所1つ自分で決めて建てることはできません。この場所に保育所が足りないからここに保育所を建てるというその決定もできないのです、今の大阪市の区長では。図書館をつくるということも決定できません。それでいいのかということ。大きな疑問を感じています。

自分で言うのも何ですけどね、自分で言うのも何ですけどもという表現はおかしいですが、大阪市長というのではこれはとてもじゃないですけども市民のための仕事、これはもうできないなと感じています。というのは榊区長は淀川区のことを一番よく知っているわけです。僕なんかよりも、淀川区のいろいろな行事に出て。僕はもう大阪全体の仕事があまりにも多過ぎて、淀屋橋中之島の大阪市役所にずっと閉じこもりっぱなしで外に出られません。だから淀川の行事でもほとんど出ておりません。申し訳ないのですけれども淀川区民祭りにも出ておりません。全部榊区長が行っていると思いますね。そこで区民の皆さんのいろいろな声を聞いていろいろな問題とかいろいろなことを聞いてくる。

でもそのいろいろな声を聞いても図書館1つ、保育所1つ建てることのできないその区長、どうなのですかと。ですから僕はもう僕が持っている決定権、お金の使い道の決定権はどんどん区長にもう任せていきたい、区長にやってもらいたいと思っているのです。大阪市長はいらないと考えたのが大阪都構想です。

ただ区長が最終決定権を持とうと思えばこれは公務員では駄目です。やはり選挙で選ばれるということが必要なのですね。だから僕は区長にそれぞれの地域のそのいろいろな課題を解決策を考えてもらって、自ら決定をしてもらって自ら実行してもらって、そういう区長にしたいというのがこの大阪都構想なのです。

ちょっと図書館の数を見てもらいたいのですけどもね、例えば大阪市内、図書館がありますけれども1区1館です。淀川区は人口何人でしたっけ。17万人でも1館です。福島区5万人の人口でも1館です。各区の人口なんか一切考えておりません、1区1館。なんでなんだといったら、淀川区に2個建てようと思ったならまたほかの区から文句が来るので、「うちにも建てろと。うちにも建てろ、うちにも建てろ」と収拾がつかなくなる。僕が住民の皆さんに話をして、いや、ここは人口が多いから3館にさせてください、こっちは

人口が少ないからちょっと我慢してください、無理なのですね。役所もそういう調整が無理だから1区1館と機械的に決めているのです。本当にこれからもこういう行政でいいのですかということです。

東京を見てください。東京は特別区、まさに大阪都構想で大阪市役所を変えようとしている特別区なのですね東京は。区長は全部選挙で選ばれていますから自分で判断します。お金の範囲でいくつつくるかというのは自分たちで、その住民で決めてもらうと。ばらばらです数などというのは。こういうことを目指していく、こういうふうを目指していこうと。

今、榊区長が淀川区役所の跡地ですね、あそこがずっと今閉鎖になって使い道がまだ定まってない、ああいう状況でこれをなんとかしたいという思いが強くて図書館にしたいという案を出してきました。僕はそれはいいよという話でこうやっているのですが、これは榊区長が自分で決められないのです。あの土地は淀川区だけでは売却できない、淀川区だけではあれは決められないのです、使い道というのは。あれは大阪市全体のものということになっていますから。

もしあれを図書館にしようと思うと大変な調整が必要になります。ほかの区、それから財政当局、教育委員会、むちゃくちゃすごい調整が必要。それを今、一生懸命やっています。それも僕がそれやっていいよという号令をかけない限りはできなかったのです、それはできなかった。僕が号令をかけて、あそこの淀川区役所のじゃああの区役所跡地をね、図書館に使うことでちょっと考えて、もうそれ頑張っていこうというふうに言って初めて動く、これが今の大阪市役所の現状なのです。区長にはそういう権限まではないのです。そういうのでいいのかですよ。自分たちのまちのことは自分たちで決めていくということをやるとするのが本来のこの自治の在り方ですからね。淀川区民の皆さんがみんな集まってあそこの跡地なんとかしようよ、図書館にしたいよ、どうしたいよ。じゃあその代わりにあそこに新しい図書館をつくる代わりに旧図書館は、まああそこはちょっと閉めるか何かするとかね、あそこにある集会場はどこか別のところに移す、これも住民の皆さんに話し合いをしてもらってこういうふうにしたからあそこに新しい図書館を建てますということが今の市役所の仕組みではできません。

これを決めても淀川区長は大阪市役所、淀屋橋中之島のほうにこういうことをやりたいのですけれどもいいですかというように持っていったお伺いを立てて、淀屋橋中之島のいろいろな幹部と議論をして駄目だと言われたらそれは駄目になってしまうのです。最後いいよと決めるのが僕ということになっているのですけれども、でもそれは本当は区長が決めなくてははいけないと思うのです。

スポーツセンター、温水プール、見てください施設、1区1館です大阪市内。全然人口とかまちの状況を考えずに1区1館というふうにこういうように決めています。大阪都構想の問題意識はこれからの大阪の行政をやっていくのに大阪市を一律に扱う、そんな行政でいいのかですよ。大都市局から説明をさせましたが特別区を5つ設置した場合5つの地

域それぞれ特色があるということ聞いたかと思います。住宅地なのか商業地なのか、住んでいる方の年齢層も違う、いろいろ違います。

この5つの特色に合わせたそれぞれの本当にまちづくりをやってもらう。大阪市内をもう金太郎あめのように1つに固まりのように見なすのではなくて、大阪市内5つでそれぞれ独立の行政をやってもらいたい、そういう思いがこの大阪都構想に僕が込めた思いなのです。こういう施設も住民の皆さんが必要なものをいくつつくるか、どこにつくるか、それは選挙で選ばれた区長を通じて決めていく、そして何よりも重要なことはこれからの時代、役所のほうが皆さんにあれもこれも何でもやりますよという時代にはなりません。むしろ皆さんに我慢をしてもらうということも求めなければいけない、そういう時代になってきます。

必要なものは増やしていく、あたり前です。その地域の中で必要なものは増やしていく。でも我慢するものも決めてもらう、この調整がこれからの役所、行政にとって一番重要になってくるのです。このように必要なものと我慢してもらうものを大阪市長が大阪市内を1つの固まりとして見て全部調整できるかといったら無理です。それは西淀川区で求めるものと旭区で求めるものと淀川区で求めるもの、平野区で求めるもの、みんなばらばらです。我慢してもらえるものもみんなばらばらでしょう。

今回僕は子ども教育予算を5倍に増やすために、300億円のお金をつくるためにもう一律に赤バス廃止、敬老バスについては一律自己負担ということで皆さんにいろいろご負担をお願いしました。あるいは子ども教育予算を増やすためにいろいろな改革をやらせてもらいました。でもこれも一律にこれを必要なものを伸ばす、一律に廃止、これはもうなかなか難しいですね。そうであればこれからは5つの地域に分かれて5つの地域ごとに必要なものは増やす、その代わりに我慢するものは我慢する、そういう皆さんの声を聞いた細かな調整をやっていける、そういう役所の仕組みが必要なのではないかと思って今回の大阪都構想というものを提案しました。

皆さんがこれからも大阪市一律で1区1館とか大阪市一律のルールで、今、実は榊区長はLGBT、なんと言ったらいいのですか、日本語で言ったら何というの、同性愛関係のそういう人たちをしっかりとサポートしていこうというようなことを打ち出して、いろいろとそういうところを支援していく施策をやるということをしているのですけれども大阪市内一律でやるのは無理です、いろいろな考え方がありますから。だから淀川区でやるのだったらまず淀川区で挑戦してもいいよということで僕が言って淀川区でやったのですけれども。

(橋下市長)

ですからこれは淀川区だから淀川区でやってと言ったのですが大阪市内全体でやるのは無理です。そういうことで大阪市内を5つに分けてそれぞれの地域で自らのそのまちづくりをやっていってほしい。多種多様なそういう特色ある行政をやっていってほしい

いという思いで大阪都構想を提案したところです。そして賛成派、反対派の意見、こちらのほうに、1枚ものにまとめております。

また後でご覧になっていただきたいと思うのですが、重要なことはこの大阪都構想、二重行政をやめて税金の無駄遣いをやめて多種多様なこの大阪の行政を目指していく、そして大阪全体の発展のために強力な大阪都庁をつくっていく、こういう目的のために一から役所をつくり直していきましようというのが大阪都構想ですが、このことによって皆さんに今提供している住民サービスが下がることはありません。その理由は今大阪市役所が提供している住民サービスに必要なお金はしっかり確保するからです。パンフレットの20ページ。

(橋下市長)

今、大阪市役所がいろいろな皆さんに対して住民サービスを提供していますが、そこに使われているお金は6,200億円です。6,200億円で皆さんに医療、福祉、教育、いろいろなサービスを提供していますが、そのお金はしっかりと特別区に確保しますので、お金が確保される以上は今の住民サービスが下がることはこれはありません。

そして19ページのほうで税金が大阪府に奪われるということも一切ありません。皆さんが納められる税金はダイレクトに直接特別区に入るものと、一旦大阪府に預けられてそれぞれの特別区に配分されるもの2つに分かれますが、一旦大阪府に預けられるものも必ず5特別区に配分されます。なぜ大阪府の会計に入るかという5つの特別区で税金が集まる場所と集まらないところの差が出てきますから、それを公平にするために1回大阪府が税金を集めて各特別区に配分をします。ルールに基づいて配分をします。

今の日本の税の仕組みはこういう仕組みです。東京、名古屋、大阪で税金はたくさん集まりますが、東京、大阪、名古屋だけで使っているわけではありません。国が1回集めて、そして47都道府県にきちっとルールに基づいて配分をする、その仕組みと同じで一旦皆さんの税金の一部は大阪府が預かりますけれど、一部はですよ、しかしこれはルールに基づいてしっかり各特別区に配分される、そして20ページのように必ず6,200億円分、今市役所がやっているサービスが提供できるお金はしっかり確保しますので住民サービスが低下することはありません。

そしてお金の面は特に皆さんのお住まいのところは北区というところで27ページなのですが、皆さんのお住まいの北区、こちらのほうは大阪都構想をやって特別区を設置をしてきちんと今のお金よりもお金が積み上がるというそういう計算結果が出ています。

そしてこの資料は今回特別区設置の協定書を議論する中でつくられた資料ですが、特別区設置の協定書は大阪府議会、大阪市議会で賛成多数になった唯一のみんなが認めた協定書、そして国のほうにもチェックをしてもらった協定書、その中の議論の中の資料としてこのようにきちっと特別区設置をした後に今よりもお金が積み上がってくるという数字が出ています。この今よりも積み上がったこの金額、お金で新しい住民サービ

スを提供することができる、住民サービスが下がることはありません。上がることも下がることはないということです。

そして最初に大阪都構想をやるには600億円の費用がかかるといわれています。この600億円の費用をどう見るかです。600億円は最初にお金がかかったとしてもそれを回収した上できちっと後でお金は増えてきます。600億円は最初にかかりますが後からきちっとお金は積み上がってきます。そしてパネル2番、3番。

こちらの事業の失敗例、この金額をよく見てください。これらの金額、事業の失敗例、そして大阪府庁の失敗例、こういう失敗例。こういう事業の失敗というものをもう未来永劫なくしていこうという、そういう考え方のもとに最初に600億円がかかるということはどう見るか、そこは皆さんの評価次第だと思います。繰り返しになりますが最初に600億円かかりますが後からきちっとお金は積み上がってくる、これも数字で出ているということです。

Q&Aでいろいろと書いておりますが、住民サービスが下がることはありません。国民健康保険料、介護保険料が上がることもありません。水道料金も上がることはありません。税金が上がることはもちろんありません。敬老パスがなくなることもありません。それから特別養護老人ホームとかそのような施設、これは特別区になっても別にどこの地域の施設にも入ることができます。

保育所の場合にもほとんどは皆さん区内の保育所に入られますので、隣の区の保育所に入る方は本当に約3%ぐらいなのですが、あれもきちんと特別区同士で協定を結んで相互受け入れができるということをやるのが普通です。今大阪市と豊中市も相互受け入れをきちんとやっています。特別区が設置されることによって隣の区の施設に行けなくなるということはこれはありません。

運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きの負担もないように調整をします。市町村合併の時には住所変更が行われますが市民の皆さんに負担はないように調整をしております。登記簿も同じです。繰り返しになりますが特別区になっても隣の区の施設に行けなくなるなどということはこれはありませんのでこれはご心配なく。敬老パスや税金や市営住宅の賃料が上がる、水道料金が上がる、こういうことも特別区の設置によってはありません。以上が大阪都構想の概略でした。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明のほうは終了致しました。それではこれよりご質問にお答えしていきたいと存じます。進め方の説明を若干させていただきます。ご質問がある方はその場で手を挙げていただき私が指名させていただきます。その方のお座席まで担当がマイクをお持ち致します。必ずマイクを通して質問していただきますようよろしくお願い致します。

ご質問の方は申し訳ありませんけれども簡潔にお願いします。1人で4問、5問と長時間言われました場合は質疑を打ち切らせていただくこともありますのでご了承ください。

本日この場以外でもご質問につきましては本日の説明会場出口出た付近に用意している質問用紙を提出いただければご回答したいと考えております。筆記用具等も備えておりますのでよろしくお願ひ致します。回答につきましては後日ホームページに掲載したい、載せたいと考えていますのでご理解いただきますようお願いいたします。

それでは質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。そしたらこちらの私から見て左側のブロック、手前のブロックの前から5番目の男性の方。

(質問者1)

すみません、では簡潔に。さまざまなプラスといういい面をご説明されましたけれども。

(橋下市長)

見えなくてごめんなさい、手を挙げていただけますか。ごめんなさい、ちょっと僕が見失ってしまったので。分かりました、はい。

(質問者1)

はい、すみません。この説明されたことが単純に絵に描いたもちというか、机上の空論にならないのかという心配が、確かにいいことは言われていると思うのでそれをちょっと簡潔に教えていただければ。

(橋下市長)

はい、ありがとうございます。重要なお指摘です。このように社会制度というものはいろいろ国でもどこでも、みんな大阪でも東京でもいろいろな制度というものはつくっていきますね。それは行政マンが、プロがつくっていくわけです。社会制度というものはプロがつくりまして、今回の大阪都構想、いわゆる大阪都構想は大阪府庁、大阪市役所の役所の職員がつくただけではなくて、全部国のほうの各省庁の点検を全部受けています。そして総務大臣から意見なしと、問題があれば意見が来ますけれどもこれで意見なしというふうになっていますので、制度としてはもうこれで大丈夫だということです。

これは皆さん、今、世の中で動いている、例えば年金制度にしたって国民保険料の制度だって医療制度だって、すべて制度というものは人間がつくって、そして制度としてこれは完成させていくわけですけれども、今回の大阪都構想の制度もきちっと役所として法律にのっとって作りながら、最後は国のほうでチェックを受けて、ものすごいチェックを受けました、いろいろ修正もしました。そして最後は総務大臣のほうから、総務大臣というものはこの地方の都道府県とか市町村を所管している大臣ですけれども、総務大臣からはこれで意見なしという形になったので、これであとはやれということになればきちっとできる状態になっています。ありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。そしたら次の質問に移ります。真ん中の前のほうのブロックのほうで、そしたら真ん中の後ろから 2 列目ぐらいですか、男性の方。すみません。

(質問者 2)

本日はありがとうございました。2 点なのですが、1 点だけなのですがけれど。

(橋下市長)

ごめんなさい、また見失ってしまって。ちょっと手を挙げて。はいすみません、はい大丈夫です。大丈夫です、おかけになってください。

(質問者 2)

パワーポイントのスライドの 4 番目のほうをちょっと見ていただきたいのですが、はい、ありがとうございます。こちらの市民 1 人あたりの借金額というのがあるのですが、東京の場合は右側の小さいところだと思うのですが、これって東京都民の人口が大阪府民より多いからではないかなと考えるのですが、結局あまり左の大阪の図と変わらない結果になるのではないかなと考えたのですが。

(橋下市長)

いや、大阪市民のほうも人口 1 人あたりに直していますので、要するに東京都人口が大きければ絶対額は大きくなると思うのですよね。

(質問者 2)

人口が多い方が分母が多くなるから小さくなるからではないのですか。

(橋下市長)

でも人口が多いとやる仕事も大きいので分子も大きくなるではないですか。でも僕が言いたいのは、ごめんなさい、額のところというよりも割合のところを見てくださいというふうに言ったのですね。ごめんなさいね、その説明が悪くて。割合のところで大阪府と大阪市が同じ割合でこうやって負担していますよね。こういう関係をずっとこれからも続けていくのですかということで、確かに今おっしゃられたように人口も違うし、財政規模も違いますし、やっている仕事も違うので、この絶対額は確かにいろいろな議論はあります。すぐに東京都のこんな状態にはならないと思います。

ただ割合を今度大阪都構想にすると大阪全体の仕事は大阪都庁がやって、特別区はもうこの東京 23 区のように負担の少ない医療、福祉、教育という仕事に集中することによって

こういう関係性を大阪の場合にもこの東京都と同じような関係性にしなければいけないのではないかということなのですからね。

東京のほうも確かに分母が、人口が多いので1人あたりの負担額は少なくなる、おっしゃる通りなのですけれど。でもその分人口が多いとやることも増えて分子も増えていきますから、そうすると1人あたりの負担額というものはそんなに差は出てこなくなる。ただその額よりも、今おっしゃられた額よりもこの割合、関係ですね、この色の付いているところと灰色の関係、この役割分担がどうですかというところが僕の問題意識の一番大きなところなんです。

これから子どもたちや孫たちにもこんな大阪府と大阪市が大きな負担をそれぞれするような役所の関係がいいのか、それとも大阪全体にかかわることは大阪都庁が大きな負担をやって特別区というものは負担をあまりしないような役所につくり変えていく、そういうことを子どもたちや孫たちに引き渡していくのかということなのですからね。

(質問者2)

はい、ありがとうございます。

(橋下市長)

ありがとうございました。

(質問者2)

あとパンフレットのところだけもう一度いいですか、すみません。こちらのパンフレットのところで5つの特別区が制定されたときに区役所のほうができていくよというところがあると思うのですが、ページ9から12ページぐらいのところなのですからね。そちらで北区はないのですけれど、湾岸区などのほかの北区以外のところはATCビルなどがなくなってまた新しい庁舎が必要だよとなっているではないですか。

大阪都構想によると新しいものをつくっていかないみたいな話があったと思うのですけれど、こちらの資料によるとつくっていくのではないかなというふうに感じたのですが。

(橋下市長)

やはり必要最低限のものはつくらなければいけないなと思ってまして。冒頭言わせてもらった二重行政をやめるとか税金の無駄遣いをやめるとか、大阪全体を発展させるための大阪都庁をつくっていくとか、住民の皆さんの声を聞いていくための新しいこの5つのエリアの5つの特色をしっかりと反映したその行政をやっていくための特別区役所をつくる、この目的を達成するためにやはり必要最低限の経費というものは必要になると思うのですね。その必要最低限の経費の1つがこの役所の庁舎でありコンピュータシステムということで最初に600億円かかりますよということなのです。

ただこの 600 億円というのは皆さんの負担になるわけではなくて、これを差し引いたとしても後からお金が積み上がってくるし、先ほどの大阪市役所、大阪府庁のさまざまな事業の失敗例のあの額と比較をしてもらってこの 600 億円をかけることが損か無駄なのか、やはりこのお金をかけてでも新しい役所をつくっていくのか、そこが判断の分かれ目になるのかなと思っています。だから必要最小限の役所の整備というものはどうしても必要になってきます。今の大阪市役所にいる職員をそれぞれの特別区に振り分けますから、その職員が入るための庁舎の整備というものはちょっと必要最小限必要になるのですけれどもね。

(質問者 2)

ありがとうございました。

(橋下市長)

はい、ありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。そしたら次の質問に移りたいと思います。そしたら私のほうから見て右側の前から 3 列目の男性の方。

(質問者 3)

市長、おつかれさまです。府市統合のメリットというのもよく分かったのですが、初期投資費用の 600 億円ですね。それを財源確保できるというお言葉があったのですが、住民負担なしにその 600 億円の費用を捻出するというそのスキームって一言では言えないと思うのですが、ちょっと分かるような形でどのようにして財源確保をしていくのかということをお願いできるとありがたいのですか。

(橋下市長)

まず 1 つは今の大阪市政というものも毎年毎年お金が十分にある中で予算を組んでいるわけではないのです。僕が市長に就任した時には 1 年で 550 億円足りないというところからスタートしたわけです。それで改革をやってお金を生み出して 550 億円それをクリアして 1 年は乗り切りました。その後も今でも 300 億円足りない、400 億円足りないというふうに毎年来るわけです。それでもお金を捻出してやっていっているわけですね。

子ども教育予算、これ 400 億円足りないとかなんとかとなっても、それでも 300 億円上乗せしながらでもなんとか予算を組んでいっています。これはいろいろな見直しとか事業の見直しをやってお金を生み出していくことと、それから初年度から効果額が出るのかね。ちょっとそこは事務局のほうから。初年度からあれ、改革をやらなくても。

(山口大阪府市大都市局長)

どういうふうにお金を生み出すかというご質問だろうと思うのですが、パンフレットの 30 ページをちょっとお開きいただきたいと思います。30 ページにこの財政シミュレーションをした算定式というのを書いていますけれども、今市長が説明しましたように大阪市では今後の財政推計というのを大阪市として出しているということです、まず先ほど言った 100 億足りないとか 200 億足りないとか、そういう財政推計を出している。

これを今回は仕事が特別区に行く分と大阪府に行く分に分かれますので、特別区分については特別区分に行くその仕事に基づいてその粗い試算がどのように変化するかということとをまず分析をして、そこから当然いろいろな改革をしていくということですので、その改革に伴う再編効果額、そこからマイナス再編コストということで先ほどからあった 600 億というこういうコストを差し引いて各特別区の財政収支をはじき出しているということです。

このときのこの再編効果額というのが 2 のところで書いておりますけれども、先ほど来話がありました地下鉄を民営化するであるとか、あるいは一般廃棄物の収集等を民営化する、あるいは病院改革などを進めていく。あるいは職員体制のところでも将来的に職員が減ってくるということがありますのでこういう人件費の減、こういうものを見込んで収支を出していきますと先ほど来出ているように 26 ページの結果ですね、平成 29 年から 45 年の間であれば特別区全体で 2,762 億円になる見込みということです。

当然この再編効果というのは設置後すぐ出る効果もあれば改革のスピードによって出る時期というのが発現時期が変わりますので、そういうことも見させていただいて一応再編効果額なりこの粗い収支というのは計算をさせていただいているということでございます。

(橋下市長)

これですね、ですから今非常に重要な質問をしていただきました。27 ページのところでは皆さんお住まいの北区がどうなるかということが 27 ページに書かれていますが、初年度から 29、30、31、32、だいたい 33 ぐらいまでこの積み上がってくるお金がゼロとなっていますよね、この最初の 1、2、3、4 年ぐらいは、ここでその最初の初期費用、600 億円というのはこの北区だけではありませんから 5 区で 600 億円かかるので、ここで最初お金がかかってしまっているとお金が積み上がってこないわけなのです。

それがもう最初の初期費用、最初にかかるお金の分がここで最初に 4 年、5 年で終わるとそれ以降は改革の効果が出てきてどんどんお金が積み上がってくると。その改革の効果の中に例えばですけども今ごみ収集事業というものを皆さん大阪市はこれはちょっと他の都市と違って全部公務員がやっているのですこれ、ごみ収集事業。皆さんの家庭用のごみを集めているあのごみ収集ですね。これは他の都市は民間業者がやっているのですよ。これをごみ収集事業を民間業者に変えるとすぐに 1 年、2 年というわけではないですけど

もだいたい年間で 79 億円のお金が出てくると、年間でですね。

最初の初期費用のあの 600 億円というのは 600 億円 1 回分、600 億円だけ大阪都構想にかかりますが、ごみ収集事業の 79 億円というのは毎年毎年 79 億円ずつそれがお金が浮いてくるということなのです、これ改革が成功すれば。地下鉄の場合には地下鉄を民営化すると年間 165 億円のお金が出てくるとい、そういう試算結果になっているのです。ただこれがいきなり 1 年目が出るわけではないですけどもね。

だからこういういろいろな改革をやってお金を生み出してそういうことをやれば 600 億円などというのはこれは出てくる。600 億円、5 年であれば 1 年 120 億円ぐらい、それはいったら僕が大阪市長をやってきたこれまでの市政改革でいけば十分できる話です。僕が最初市長に就任した時には 550 億円足りないというところからスタートしましたのでね。ありがとうございます。

(司会)

そしたら次の質問。そしたら女性の方がまだ質問されてないので、おられますかね。

(橋下市長)

女性の方。

(司会)

女性の方。そしたら私から見て右の真ん中から後ろのブロックの女性の方。はい、すみません。

(質問者 4)

ご説明ありがとうございました。

(橋下市長)

いえ、こちらこそありがとうございます。

(質問者 4)

ちょっと私が説明の中で聞き逃していたら申し上げございません。新しい区になるということなのですが、今ある 24 区の中の役割ですとか区長を選出制にするとかいうそのシステムの代わりではなく、5 つの特別区として新たに設けるとい意図がちょっと分からなくて教えていただけるとうれしいです。

(橋下市長)

そうですね。今の 24 区を 5 区にする、変えるその意図が分からないということですね。

分かりました。これはちょっと僕の説明不足で申し訳ありません。パンフレットの18ページなのですが、今の区長は選挙で選ばれておりませんので、榊区長は選挙で選ばれておりませんので、18ページのこの左側が区役所なのです。ご質問者のほう大丈夫ですかね、ごめんなさい。18ページの左のほうがこれが区長、ここが榊区長が今いるところで、榊区長は淀川区役所のトップなのです。

淀川区役所は何をやっているかという住民票の受付のサービスとかいろいろなそういうことをやっていますけれども、この左に書いてあるような部門のトップが今の榊区長です。しかしこれを、この状態だと榊区長は図書館1つもつけないわけです。見てください、今度特別区役所になると区役所というものはこういうものになります。特別区役所というものが。そして今の淀川区役所はその下、支所ということで今までやっていた仕事はきちっと淀川区役所でもやりますが、そこに新しく今度特別区長が選挙で選ばれると特別区長のもとにずらっとこういう役所が付くわけです。

今、僕が淀屋橋の中之島のあの市役所の本庁舎はこういう組織がずらっとあって、僕がここに大阪市長ということでのいるわけですね。ですから図書館をつくるという話になったら財政局と教育委員会とかそういうところへこれを考えてほしいということをやったり、保育所をつくるということになれば子ども青少年局のほうに指示を出してちょっとこれで計画をつくってくれということで全部指示を出してそうやって役所を動かしていくと、今の区長ではそれができないのです。

ですから図書館1つ作るにしてもそれを淀屋橋の中之島のほうにお願いをしに行かなければいけないというような状況ではなくて、今度は皆さんが選挙で選んだ区長を置いて役所全体を動かせる区長にしましょうと。ここがなかなかちょっとイメージされないかも分かりませんが、例えば今のご質問者の方が近くの公園を見て何か遊具が何か壊れていたとか、遊具が何かこれもうちょっとこういうふうにしてもらいたい、公園をこういうふうにしてもらいたいと思って区長にパンと言っても区長がじゃあそうしますというふうにはできないのです。でもそれができるような区長にしましょうと。

ただ大阪市の中に24区がありますけれども、24人の区長を全部そんな形にしてしまうとちょっとそれはお金もたないという計算結果が出ました。というのは1人の区長のもとにこれだけの組織を付けなければいけないわけですから。今僕は大阪市長として僕のもとに本当に何万人という職員が僕をサポートしてくれているわけですね。でも今淀川の榊区長のもとでは200名ぐらい、270、270の職員が一生懸命やってくれていますけれども、でもできる仕事に限られています。

そこを今度はこういう特別区長にして、北区だと何名でしたか、2,400人の事務職員が北区の区長を支えて、そしてもうそこに保育所をつくるのか図書館をつくるのか、何をするのかということをおさんの声を聞きながらその地域のことを決めていく、決定的に今の区長と変わるということなのですけれどもね。はい、ありがとう。

24区の今の区役所には当然またその区役所の所長というものが置かれます。今の榊と

同じような立場の人間はそれぞれ淀川区役所のところにも置かれます、所長というものが。ただ北区の中に選挙で選ばれたこういう区長が1人ボーンと置かれて、僕が大阪市長が何でも決めるのではなくて北区の今度は区長が物事を決めていくというそういう仕組みになります。ありがとうございました。

(司会)

そしたら申し訳ないですけど30分過ぎていきますので最後の質問ということでお願いします。そしたら真ん中のブロックの手前ではなくて後方のブロックの1列目ですかね。眼鏡をかけた男性のほう。それで最後の質問ということでお願いします。

(質問者5)

おつかれさまです。

(橋下市長)

いえ、ありがとうございます。ごめんなさい、また見失ってしまって。すみません、はい。

(質問者5)

いろいろ聞きたいことがあるのですがあえて1つお聞きします。先ほど270万人を大阪市が抱えているのを1人で見ているとおっしゃいましたけれど、ちょっと調べましたら横浜市の場合は370万人見えています。さっきの理屈から考えるとちょっとそれは理屈としてどうなのかなと思ったのですが、そのへんどうお考えかちょっとお願いします。

(橋下市長)

だから横浜市も今問題になっています、どうするのかということ。横浜市はこの大阪都構想というものを取らないと。どうするかといたら法律で自治法の改正がありましてね、その中に総合区、今の区を総合区というものにするというのが法律で定められたのですが中身は何かよく分かりません、どうなっているのか。だから横浜でもこれは大問題になっているのです。1人の市長がそれぞれの住民の声をちゃんと聞いた行政ができるのかというのは大問題になっていましてね。

だいたい今のよく言われる反対派の人が言う政令市という言葉があります。政治の政に命令の令、そして市町村の市と書いて政令市というのですが、これは普通の市町村とは違って特別の市という意味合いなのです。それはさっき言いましたけれども通常の市役所の仕事のほかに大阪全体にかかわる仕事もやっているからちょっと特殊な市役所なのです。大阪市役所というのは。横浜市も同じなのです。横浜市も政令市といって特殊な役所なのです。

このだいたい政令市というのも戦後つくられた制度なのですが、本当に人口 260 万人とか 300 万人を超えた大都市にこれがそのまま適用されるのかというのはもうずっと議論されてきました。僕はもう真っ先にこれをなんとか変えたいということで今回いわゆる大阪都構想というものを提案しました。この制度は横浜市もやろうと思ったら適用できるのですが、横浜市ではやはりそういう議論はまだ起きておりません。

大阪市内を見てもらってもお分かりの通り賛成、反対派、こうやってもう本当に真っ向から別れる議論ですから横浜市ではそういう議論は始まっていませんが、しかし 360 万、370 万人に 1 人の市長であるということは問題だということはもうずっと議論されています。問題であるけれどもたまたまこういうことをまだやってないというだけです。大阪が先にもうやり始めたということなのですけれどもね。ありがとうございます。

(橋下市長)

すみません、いろいろご質問があるということですからまた紙に書いていただいて、申し訳ないですけれどもそれを回答させてもらいたいと思います。

皆さん本当に長時間、ちょっと僕の説明もつたないところもあって不十分なところがあったかも分かりませんが、もう一度あれなのですけれども、このパンフレットの 20 ページのところに 6,200 億円というお金、特別区には 6,200 億円のお金がきちっと行く、そしてこの 6,200 億円で何の仕事をするかといえば 16 ページのところに書いてあるこの住民に身近な事務、住民に身近なサービス、通常の市役所が提供している仕事、今の市役所が提供している仕事はしっかりと 6,200 億円のお金できちっと今の大阪市役所のサービスは提供するということとははっきりしていますので、いろいろと住民サービスが下がるとか健康保険料が上がるとかいろいろな話も出ていますけれどもそれはないということを、まずそこはしっかりとお伝えさせていただきます。

そしてより大きな目的、二重行政をやめて税金の無駄遣いをやめて、そして大阪全体を引っ張っていく大阪都庁が必要なのか、そして大阪市民の皆さんの声を丁寧に聞いていく、新しい選挙で選ばれる区長のもと特別区役所が必要なのか、その点でこの解決策、大阪都構想というものがふさわしいかどうかをご判断いただければと思っています。今度この大阪都構想が実現するとそれぞれの地域で 5 人の区長の区長選挙が行われます。大阪市長 1 人の選挙ではなくて 5 人の区長の区長選挙が行われます。

そしてその区長が私たちのまちはこういう方向にやっていく、図書館はこうやって増やす、こういうふうにしていくということをそれぞれ 5 人の区長が言って、それぞれの地域で皆さんが 11 票を投じてどういう区長を選んでいくのか、そういう新しい大阪の行政を目指そうというのが大阪都構想です。

5 月 17、本当に未来を決める非常に大きな住民投票になりますので、ぜひ皆さんに本当に大変申し訳ありませんけれども最後の 1 票で大阪の未来を決めていただきたいと思えます。本当に長時間どうもありがとうございました。

何となく分かったという方どれくらいいらっしゃいます？そうですか。また説明を尽くしますので。ありがとうございました。

(司会)

説明会の終了にあたりましてお願いとお知らせを申し上げます。本日お配りした資料はお捨てにならないよう必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日日曜です。大切な1票ですので必ず投票されるようお願い申し上げます。住民説明会のほうは他の会場の説明会もユーストリーム(Ustream)によるネット中継録画及び全区役所でも中継しております。もう一度説明を聞きたい、他の会場の質疑応答をご覧になりたいという方はそちらもご利用ください。本日はどうもありがとうございました。